報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年２月 13 日

宮崎県宮崎市「宿泊税」の新設

宮崎県宮崎市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される宮崎市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮崎県宮崎市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宮崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進、その他の観光振興施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	１人１泊につき　200 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 5.6 億円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約 0.1 億円
課税を行う期間	条例施行後３年（その後は５年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

・令和７年　９月 18 日　宮崎市議会にて条例案可決
・令和７年　９月 19 日　総務大臣協議
・令和８年　２月 13 日　総務大臣同意
・令和８年　７月　１日　条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田理事官、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
E メール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。